

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
宇都宮市	田原地区	令和3年3月29日	令和5年9月29日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1,018 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	581 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	302 ha
i　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	88 ha
ii　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	148 ha
④地区内において今後中心経営体及び農地の守り手・支え手が新たに耕作する意向のある面積の合計	118 ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<地区全体>

- ・55歳以上が9割を占めるとともに、7割が後継者が不在の状況であり、担い手不足が深刻化している。
- ・中心経営体等が進んで受け手となれるような優良農地を造っていくことが必要だが、地権者の同意を得ることが困難なことが予想される。

<東南部（新幹線東側及び田原コミュニティプラザまで）>

- ・一部に窪地や道が狭く農業用機械の進入が困難な場所がある。

<中央部（新幹線西側かつ山田川東側）>

- ・区画が狭い農地が多く、作業効率が悪い。

<北西部（北西山間部）>

- ・山間部は水はけが悪く水利問題があるほか、鳥獣被害がある。

### 3 対象地区内における中心経営体等への農地の集約化等に関する方針

<東南部>

- ・認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織を中心に農地を集約していくほか、農地中間管理機構の活用や地域外の担い手の受け入れを促進していく。
- ・作業効率の悪い農地について、農道の拡幅等により耕作条件を改善し、中心経営体等が引き受けられる農地にしていく。

<中心部>

- ・認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織を中心に農地を集約していくほか、農地中間管理機構の活用や地域外の担い手の受け入れを促進していく。
- ・区画の狭い農地について、大区画化等により耕作条件を改善し、中心経営体等が引き受けられる農地にしていく。

<北西部>

- ・認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織を中心に農地を集約していくほか、農地中間管理機構の活用や地域外の担い手の受け入れを促進していく。
- ・担い手が担い切れない農地では、鳥獣被害防止策に取り組みながら、地域全体で農地の維持・保全に取り組む。

## 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		計画		備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	
認農	集	水稻	5.0 ha	水稻	5.0 ha	
認農		水稻, 莓	10.3 ha	水稻, 莓	12.3 ha	
認農		トマト, 水稻, そば等	14.4 ha	トマト, 水稻, そば等	13.1 ha	
集		水稻	13.0 ha	水稻	13.0 ha	
認農		水稻	11.9 ha	水稻	11.9 ha	
認農		水稻	4.1 ha	水稻	8.0 ha	
認農		水稻, アスパラガス	7.3 ha	水稻, アスパラガス	7.5 ha	
認就		莓	0.2 ha	莓	0.4 ha	
認農		水稻	6.0 ha	水稻	6.0 ha	
認就		トマト	0.2 ha	トマト	0.2 ha	
認農		莓	0.6 ha	莓	0.6 ha	
認農		水稻, ねぎ	5.2 ha	水稻, ねぎ	5.2 ha	
認農		水稻	6.9 ha	水稻	10.0 ha	
認農		水稻, 野菜	3.9 ha	水稻, 野菜	8.0 ha	
認農		莓	0.2 ha	莓	0.2 ha	
認農		水稻, 麦	7.0 ha	水稻, 麦	7.0 ha	
認農		水稻, そば, ねぎ等	18.0 ha	水稻, そば, ねぎ	20.0 ha	
認農		水稻, 麦	12.0 ha	水稻, 麦	15.0 ha	
認農		水稻, ネギ	4.0 ha	水稻, ネギ	5.0 ha	
認農		水稻, ねぎ	7.5 ha	水稻, ねぎ	11.0 ha	
認農		水稻	4.1 ha	水稻	4.1 ha	
認就		莓	0.2 ha	莓	0.3 ha	
認農		莓	0.2 ha	莓	0.2 ha	
認農		水稻	1.0 ha	水稻	1.0 ha	他地区あり
認農		水稻	0.6 ha	水稻	0.6 ha	他地区あり
認農		水稻	14.0 ha	水稻	14.0 ha	
認農		水稻, 莓	2.8 ha	水稻, 莓	10.3 ha	
認農		水稻, 麦, ねぎ	10.1 ha	水稻, 麦, ねぎ	13.5 ha	他地区あり
認農		水稻	3.0 ha	水稻	8.0 ha	
認農		水稻, 麦	6.5 ha	水稻, 麦	10.0 ha	
認就		—	—	莓	0.3 ha	
認農		水稻, 莓	7.7 ha	水稻, 莓	9.7 ha	
認農		水稻, 麦	11.3 ha	水稻, 麦	14.0 ha	
認農		水稻, 麦, ねぎ	16.4 ha	水稻, 麦, ねぎ等	17.0 ha	
認農		水稻, 梨	12.4 ha	水稻, 梨	15.4 ha	
認農		莓	0.4 ha	莓	0.4 ha	
集		水稻	3.0 ha	水稻	3.0 ha	
認農		水稻, 梨	14.5 ha	水稻	20.0 ha	
認農		水稻, 麦, そば	35.9 ha	水稻, 麦, そば等	40.0 ha	他地区あり
認農		水稻, 麦, ねぎ	14.5 ha	水稻, 麦, ねぎ	26.6 ha	

認農		水稻, 麦, 大豆	6.3 ha	水稻, 麦, 大豆	6.5 ha	
認農		水稻	5.0 ha	水稻	5.0 ha	
認農		水稻, 麦, ねぎ等	25.8 ha	水稻, 麦, ねぎ等	27.0 ha	
認農		水稻	4.2 ha	水稻	12.0 ha	
認就		—	—	アスパラガス	0.2 ha	
認農		水稻 畜産(牛)	7.0 ha 50頭	水稻, ねぎ 畜産(牛)	8.0 ha 50頭	
認農		水稻, 麦, 大豆	17.3 ha	水稻, 麦, 大豆	19.0 ha	他地区あり
認農		水稻	5.0 ha	水稻	5.0 ha	
認農		水稻	1.3 ha	水稻	5.0 ha	
認農		水稻	6.1 ha	水稻	6.1 ha	
認農		水稻, 梨	7.3 ha	水稻, 梨	7.3 ha	
認就		—	—	苺	0.3 ha	
認農		水稻	5.7 ha	水稻	5.7 ha	
認就		ねぎ, なす	0.5 ha	ねぎ, なす	0.6 ha	
認農		水稻, ニラ	5.2 ha	水稻, ニラ	5.2 ha	
認農		苺	0.2 ha	苺	0.3 ha	
認農		花卉	0.3 ha	花卉	0.3 ha	
認農		水稻, 麦	5.0 ha	水稻, 麦	5.0 ha	地区あり
認農		水稻, ねぎ	2.5 ha	水稻, ねぎ	2.5 ha	地区あり
認農		水稻	7.5 ha	水稻	12.0 ha	
認農		水稻, 麦, 大豆	0.5 ha	水稻, 麦, 大豆	1.0 ha	他地区あり
認農		水稻	4.7 ha	水稻	6.7 ha	
認農		水稻, 麦, 大豆	2.5 ha	水稻, 麦, 大豆等	5.0 ha	他地区あり
認農		トマト	0.2 ha	トマト	0.3 ha	
認農		水稻, アスパラガス等	4.5 ha	水稻, アスパラガス等	5.6 ha	
認農		水稻, 麦, 大豆	39.3 ha	水稻, 麦, 大豆	47.0 ha	
認農		水稻	4.8 ha	水稻	4.8 ha	
認農		水稻	0.8 ha	水稻	0.8 ha	他地区あり
認農		水稻, 麦, 野菜	5.4 ha	水稻, 麦, 野菜	6.8 ha	
認農		水稻, ねぎ	1.5 ha	水稻, ねぎ	2.5 ha	
計	70 人		472.7 ha		581.3 ha	

#### 農地の守り手・支え手

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		計画		備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	
		水稻	0.6 ha	水稻	0.6 ha	
認農		水稻, 麦, 大豆	7.0 ha	水稻, 麦, 大豆	7.0 ha	
		水稻	6.0 ha	水稻	6.0 ha	
		水稻	4.7 ha	水稻	5.7 ha	
集		水稻, 麦	6.5 ha	水稻	12.0 ha	
		水稻	3.7 ha	水稻	3.7 ha	
		水稻	2.2 ha	水稻	3.2 ha	

認農		水稻	3.4 ha	水稻	3.4 ha	
		水稻	3.5 ha	水稻	3.5 ha	
		水稻	1.8 ha	水稻	1.8 ha	
		水稻	1.3 ha	水稻	1.3 ha	他地区あり
集		水稻, 麦, そば	38.1 ha	水稻, 麦, そば	41.0 ha	
		水稻, ニラ	12.1 ha	水稻, ニラ	12.1 ha	
計	13人		88.7 ha		98.1 ha	

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

##### 農地中間管理機構の活用方針

中心経営体等への集約・集積について、農地中間管理機構を活用して進めていく。また、地域内の中心経営体等で担い切れない場合は、地域外の担い手の受け入れも行っていく。

##### 基盤整備への取組方針<東南部>

農地耕作条件改善事業等を活用しながら、農道の拡幅などによる作業効率の改善に取り組む。

##### 基盤整備への取組方針<中心部>

農地耕作条件改善事業等を活用しながら、農地の大区画化等に取り組む。

##### 地域農業の守り手・支え手に関する方針<北西部>

農地所有者や兼業農家、定年帰農者を含む地域の農業者が、荒廃の未然防止を図り、農村環境を維持するため、自作地での作付を行うとともに、水路、農道など農業生産基盤を維持する手法を検討していく。

##### 鳥獣被害防止への取組方針<北西部>

捕獲体制を構築するほか、侵入防止柵の設置推進に取り組む。